

初診時保険外併用療養費 料金改定のお知らせ

厚生労働省からの通知により、

2022年10月1日から

7,700円（税込）

徴収させていただきます。

当院では紹介状なしの初診（当院受診が全く初めての方・前回最終受診より原則3ヶ月以上経過している方）につきましては『保険外併用療養費』として上記の金額を徴収させていただきます。

※口腔外科を受診した場合は、医科の診療科とは別に初診料と《保険外併用療養費：7,700円（税込）》が発生します。

➤下記に該当する患者さんは対象外となります。

- ①自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- ②医科と歯科との間で院内紹介された方
- ③特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ④救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する方
- ⑤外来受診から継続して入院した方
- ⑥地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する方
- ⑦治験に協力する方
- ⑧災害により被害を受けた方
- ⑨労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ⑩その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた方
（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない）

※症状が安定した患者さんは、ご自宅近くの医療機関《かかりつけ医》へご紹介

させていただきます。

受診の際は紹介状をご持参いただきますよう、ご理解ご協力をお願いいたします

病院長